

# 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター施設等利用規程

## 【利用目的】

第1条 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（以下「センター」という。）の施設及び備品等（以下「施設等」という。）を次の各号のいずれかに該当する事由により、団体又は個人が利用する場合は、この規程に定めるところによるものとする。

- (1) サンゴ礁の保全に関する調査研究及び普及啓発活動
- (2) 西表石垣国立公園の保護管理及び利用者指導に係る活動
- (3) 八重山諸島における自然とのふれあいの推進に係る活動
- (4) 八重山諸島における野生生物の調査研究及び保護管理に係る活動
- (5) 自然環境の保全に関する会議
- (6) その他、環境省那覇自然環境事務所長（以下「事務所長」という。）がセンターの利用目的として妥当と認めた事由

ただし、営利目的、宗教及び政治活動等の特定の主義・主張の普及を目的とするものや、公序良俗に反する可能性のあるもの並びに施設管理上支障があると判断されるものは、この利用目的の対象としない。

## 【資格】

第2条 センターの施設等を利用できる団体又は個人（以下「利用者」という。）は、環境省職員及びセンター職員（環境省等に嘱託された職員を含む）のほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号又は第4号に掲げる調査研究者
- (2) 前条各号に掲げた活動について、環境省（事務所を含む）から業務を受託もしくは請負った者及び当該作業に従事する者
- (3) 前条各号の目的でセンターを利用しようとする者で第1号及び第2号に該当しない者。

## 【承認】

第3条 センターの施設等の利用者は、あらかじめ別添様式による「センター施設等利用申請書」を石垣自然保護官事務所に提出し、前条第1号から第2号については石垣自然保護官事務所自然保護官の、前条第3号については事務所長の承認を得るものとする。なお、利用を承認しても施設管理者の指示に従わない場合は、承認を取り消すことができるものとする。

## 【注意義務】

第4条 センターの施設等の利用者は、当該施設等を適正に利用するとともに、施設等を破損することのないよう注意しなければならない。

## 【災害の補償】

第5条 センターの施設等の利用中に生じた事故等による災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

## 【施設等の損傷に対する賠償】

第6条 センターの施設等の利用者が、故意又は過失によりセンターの施設等に損傷を与えたときは、当該利用者がその損傷を賠償しなければならない。ただし、事務所長がやむを得ないと認めたときは、これを減額又は免除できる。

## 【その他】

第7条 事務所長は、必要と認めたときは、この規程を改正することができる。

**【付 則】**

本規程は、平成13年6月28日から施行する。

本規程は、平成15年7月1日に一部改正

本規程は、平成20年6月18日に一部改正

本規程は、平成21年7月1日に一部改正

本規程は、平成25年6月13日に一部改正